

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年四月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年三月三十一日

指令越建セ第二七〇〇一四一号

二 検査済証番号

平成二十八年三月三十一日

越建セ第五六五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目四番一、四番七、四番八、四番十四、五番二、
六番一、六番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目十一番七号

島村 俊明